平成２８年1月より、県税に提出いただく一部の申請書等でマイナンバーの記載が必要となりました。

マイナンバー制度とは

社会保障・税・災害対策の分野において、国民一人ひとりに割り振られる１２桁（法人は１３桁）の番号を活用することで、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を図るための社会基盤です。

県税におけるマイナンバーの利用目的について

県税の申請書等に記載されたマイナンバーは、最終的に次の目的を実現するために利用されます。

① 県税事務の効率化

行政機関における情報の連携を進め、作業の重複など事務の無駄を削減します。

② 納税者の利便性の向上

添付書類の削減を行うなど、行政手続きを簡素化します。

③ 公平・公正な課税の実現

所得等を正確に把握し、公平・公正な課税を実現します。

本人確認について

マイナンバーを記載した申請書等を提出いただく際には、なりすまし等を防ぐために次の方法・書類による本人確認（番号確認と身元確認）を行うこととなっています。

（1）本人の場合（①＋②）

番号確認①	身元確認②	
○個人番号カード（裏面）	○個人番号カード（表面）	
○通知カード 又は ○住民票の写しや 住民票記載事項証明書 （個人番号が記載されたもの）	方法１	【顔写真付身分証明書】（いずれか１つ） ○運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、税理士証票、身分証明書、資格証明書のほか、本人であることが確認できる書類
	方法２	【身分証明書】（いずれか１つ） ○公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証 ○プレ印字申告書（※添付でも可）
	方法３	【身分証明書】（いずれか２つ） ○顔写真のない身分証明書・資格証明書、国税・地方税・公共料金等の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し等

（2）代理人の場合（①＋②＋③）

本人番号確認①	代理人身元確認②	代理権確認③
（1）の本人の「番号確認①」と同じ書類の写し。	(1)の本人の「身元確認②」と同じ方法による代理人の身元確認。	○委任状【原本】（任意代理人の場合） ※本人の印鑑登録証明書を添付。無い場合は本人しか持ち得ない書類（写し可） ○税務代理権限証書 ○戸籍謄本又は住民票の写し（法定代理人の場合）※委任者との続柄が分かるもの ○本人しか持ち得ない書類 《例：運転免許証、個人番号カード、保険証等》（写し可）

郵送の場合は？

郵送による申請の場合には、本人確認に必要な書類は、原本ではなく「写し」を送付してください。

お問い合わせ先

詳しくは、所管する各県税・総務事務所の各税目等の担当へお問い合わせいただくか、宮崎県庁のホームページをご覧ください。

○宮崎県税・総務事務所　電話：０９８５－２６－７２７０
○日南県税・総務事務所　電話：０９８７－２３－３７７１
○都城県税・総務事務所　電話：０９８６－２３－４５１６
○小林県税・総務事務所　電話：０９８４－２３－３１９４
○高鍋県税・総務事務所　電話：０９８３－２３－０２１３
○日向県税・総務事務所　電話：０９８２－５２－４１４８
○延岡県税・総務事務所　電話：０９８２－３５－１８１１

【宮崎県庁ホームページアドレス】
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kurashi/zekin/index.html

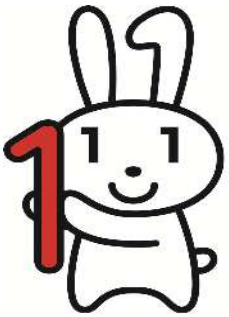

社会保障･税番号制度

マイナンバーは国民生活を支える社会的基盤です。

マイナンバー